

2021年 社労士合格通信

労働基準法及び労働安全衛生法 選択式 令和2年の解説です。

★3つは、優しい問題。必ず得点を上げる必要あり。

★2つは、やや難問。

★1つは、未知の問題。

(総評)

【 A 】	【 B 】	【 C 】	【 D 】	【 E 】
★★★	★★	★★	★★★	★

【 A 】と【 D 】は、必ず取る必要があります。

【 E 】の問題に関しては、ほとんどの受験生が知識として持ち合わせていなかった難問。

【 B 】と【 C 】は、判例（旭紙業事件）からの出題で、労働者性を問われた問題です。

上記の【 E 】を除いた、4つから3得点をする必要がある問題ですが、【 B 】と【 C 】のうち1つを得点すれば、3点クリア可能な問題です。

内容を確認していきます。

1 使用者は、常時 10 人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舍を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、労働基準法第 96 条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、【 A 】 に、行政官庁に届け出なければならない。

⑪ 工事着手後 1 週間を経過するまで ⑫ 工事着手 30 日前まで

⑬ 工事着手 14 日前まで ⑭ 工事着手日まで

正解は、⑬工事着手 14 日前まで になります。基本的な問題です。

■2020年版 教材【完全制覇 数字編】より

【問題】 寄宿舍の設備及び安全衛生

■寄宿舍の設備及び安全衛生（法96条の2）

使用者は、常時【 】人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舍を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手【 】日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

3 事業者は、労働者を本邦外の地域に【 D 】以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、労働安全衛生規則第 44 条第 1 項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

- ⑤ 1 月 ⑥ 3 月
⑦ 6 月 ⑧ 1 年

正解は、⑦6月 になります。 上記の【 A 】と同様に落としてはいけない問題になります。

■2020年版 教材【完全制覇 数字編】より

89

2020年版 完全制覇【数字編】

労働安全衛生法

【問題】海外派遣労働者の健康診断

■海外派遣労働者の健康診断（則 45 条の2）

① 事業者は、労働者を本邦外の地域に【 】月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、一定の項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

② 事業者は、本邦外の地域に【 】月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、当該労働者に対し、一定の項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、高さ又は深さが【 E 】メートルを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

- ① 0.7 ② 1 ③ 1.5 ④ 2

正解は、③1.5 になります。

■労働安全衛生法規則 526 条

事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない

2メートルだと身長を超えており、0.7メートルだと低すぎることを考えたら、②1若しくは③1.5のどれかに絞れると思います。

一般的な身長よりやや低いイメージで、③が正解。